

比較社会政策論の基盤としての家計研究

室住眞麻子

はじめに

私は家計を研究テーマとしておりますが、この福祉国家プロジェクト研究と家計研究がどう接続するのか、わかりにくいとお考えの先生方もおられると思います。じつは、近年の比較社会政策研究において家計は、その分析の基盤とでもいうべき位置を占めています。こうした点を前提にして、私の報告は、以下の4点について行いたいと思います。一つは、いま述べました、比較社会政策研究における家計分析の要点を手短かに述べることです。第2に、貧困測定と家計調査の特性について触れます。第3に、所得や支出の家計内配分に注目したもう一つの家計研究について説明します。第4に家計調査（ただし、統計データの場合家族単位の家計データに限定されますが）を用いて、比較社会政策論の基礎データとしての家計の実態について述べていきたいと思います。この報告は、最後の引用文献で示しました、室住の論文（2000年、2001年刊行）に依拠している点を予めお断りしておきます。

・ 比較社会政策研究における家計

1 比較社会政策と家計

さっそく、第1点目の比較社会政策研究における家計分析に入らせてもらいます。比較社会政策研究における家計分析は、今日ご出席の埋橋孝文先生が大きな貢献を果たされています。ご承知のように、埋橋先生をはじめとするグループによって1993年に翻訳されましたデボラ・ミッチェルの『福祉国家の国際比較研究 LIS10ヶ国の税・社会保障移転システム』(1)の研究がまず挙げられます。また、埋橋先生ご著書の『現代福祉国家の国際比較 日本モデルの位置づけと展望』があります(2)。ご著書では、日本、韓国、ドイツ、アメリカ、イギリス、イスラエル、台湾、ニュージーランドの主として勤労者世帯の家計収入構造の比較分析を通じて、「家計というミクロ・コスモスに投影された日本社会の構図」を描き出されました。訳書は、LISのデータを用いて、家計の可処分所得に果たす諸政策の有効性について分析されました。

他方、この間、官庁においても家計データ分析による所得分配の国際比較および家計構造の国際比較が行われています。その一つは、1998年の経済企画庁経済研究所による所得分配に関する国際比較研究、『日本の所得格差』というタイトルの研究があります(3)。これは、LISにデータを提供しなかった日本の家計データ（全国消費実態調査データ、1974年、84年、89年、94年）とLISのデータを分析したアトキンソンほかの研究との比較が主たる内容になっています。

もう一つは、「社会保障と国民生活」と題された1999年版の「厚生白書」があります(4)。厚生白書での家計分析については、後でご説明するといたしまして、比較社会政策研究における家計ないし家庭経済に対する最近の研究をあと一つだけ挙げますと、アンデルセンの近著『ポスト工業経済における社会的基礎』(5)があります。この研究では「ポスト工業社会を正しく理解するためには、家庭経済に足場を据えなければならない」という「信

念」から、福祉国家維持の重要な要素として、雇用の増大とサービス経済を重視し、それら両輪のハンドルを握る家庭経済の分析に力点をかけています。こうした家庭経済分析の強調は、アンデルセンの前著への批判に対する回答といった意味が込められています。

つまり、国家・市場・家族の三局構造の観点から「福祉レジーム」を体系化するとした前著『福祉資本主義の3つの世界』において、家族の分析が抜け落ちていたことを認めた上で、家族の経済上の決定や家族の行動が、福祉国家と労働市場に対して影響を及ぼす、逆に家族が影響を受ける点を浮き彫りにしています。

このように、比較社会政策研究における家計は、社会政策の受け手として認識されているからです。同時に、家計は、それらの政策に関わる費用を、社会保険料や税金、社会サービス利用の支払いなど複数の形態で負担してもいます。社会政策における家計は、こうした福祉国家と家計の二重の位置関係を背景としていると同時に、労働市場と家族の変化への対応を迫られている社会政策に対する検討は、生活を具体的に示す家計収支や家族の経済分析を通してこそより豊かなものになると含意されているからだと考えます。

貧困測定と家計

1 貧困測定と家計調査の特性

社会政策の重要な目的の一つが、アンチ貧困対策であるとし、家計調査はこの対策の基礎資料として、とくに、家計調査の特性を生かして、家計所得を基準に貧困測定することに活用されています。家計調査は、あらゆる源泉からの所得、例えば、市場所得である勤め先収入、事業・内職収入をはじめ、社会的移転所得の社会保障給付、私的な移転所得の仕送り金など、異なる性質の収入データを集めているからです。

したがって、アンチ貧困対策としての社会政策にとっては、貧困の概念およびその測定をいかに行うかが、政策設定にとって重要な鍵となるわけです。この場合、家計調査は、所得だけでなく、支出に関するデータも集めていますが、貧困測定は、消費や支出ではなく、なぜ、所得を基準にするのか。また、所得を基準とする場合も、複数のメンバーからなる家計の場合は、家計内の異なる複数メンバーの所得をどのように位置づけるのかについては、議論の余地のある、問題含みの論点であると考えます。そこで、以下これらの点について述べていきます。

まず、貧困の概念ですが、OECD および欧州委員会などでは、中位所得の1/2を目途にしてそれ以下の所得層を貧困だと定義づけています。貧困の測定にあって所得を基準とする点については、例えば、アトキンソンは、次のように述べています。「所得は消費決意に影響されず、家族に開かれた機会をより正確に測りうる。機会に関連するのは、消費選択ではなく予算制約である」(6)。

また、3月のセミナーでのご報告にありましたベーシック・インカムに通じる内容を指す、「社会参加の前提条件であり」、「どのように処分するかは本人が決める」、「最小限所得」は、現物所得ではなく、あくまでも「現金所得」だとも、アトキンソンは述べています。確かに、消費の水準は、その人が可能であるよりも低い消費を選択する場合もあります。消費を基準にすると、豊かな生活の中で健康維持のために意識的に行う断食と、貧しい中でのやむおえない欠食とを区分することができないということがあります。こうした理由からも、貧困基準として所得が使用されているわけです。

しかしながら、現実の生活場面から所得をみますと、所得は家族数の変動、例えば、子

供の人数やその成長の度合いや他の家族周期に伴って生じる支出増大とは必ずしも対応しているわけではありません。そうした所得と支出との不一致を埋めるかのように、生活の必要上、受け入れられてきた制度が、男性世帯主に向けられた家族賃金や諸手当制度であったと解釈することも可能ではないかと思えます。

所得を基準とした貧困測定の意義を、「家族に開かれた機会をより正確に測りうる」ものと理解した上で、しかしこの規準が視野を入れていない点、例えば、所得の家計内配分、所得の結果である消費や支出の家計内配分について、次に述べていきます。

もう一つの家計研究：収支の家計内配分

家計内部に入り込んだ研究の一つに、開発途上国における世帯内消費に関する研究があります。この研究では、例えば、カロリー摂取を指標にし、世帯内部で必要に応じて食料が配分されていると仮定した場合と実際の摂取量から求めた指標とを比較すると、前者の状況を想定した場合、貧困指標は 20-40%も過小評価されるという結果が出されています(7)。

このような問題は、所得をはじめとする諸資源の家計内配分の差異を考慮しない他の多くの地域においても該当する問題であると考えます。

また、先にあげましたミッチェルの画期的な研究に対しても、福祉成果の評価に関わってデータ・ベース上の制約による分析単位の問題点が、大沢真理先生によって指摘されています(8)。ミッチェル自身は、貧困研究や社会政策が暗黙の前提とする家計内での所得の共有と公平な配分に疑問をもち、所得の家計内配分の問題を究明した家計研究を承知していましたが、所得の家計内配分については「扱わないこととする」としています。

所得の家計内配分への関心は、イギリスの「初期フェミニストたちの主たる関心だったもの」であり、いまなお流通している「家族のなかには対立し相争う利害が存在するのに、社会政策のなかには家族が単一不可分として扱われている」ことへの問題提起でもあります(9)。こうした家計内配分に対して 1980 年代のイギリスの家計研究は、「家族の中の隠された貧困」問題として取り上げてきました。貧困線を超える所得保持者の夫と結婚していた時よりも、離婚した後の、所得補足給付による暮らし向きの方が良いとする女性たちがかなり存在しているという事実です。夫と離婚した後に低所得に陥った場合は、貧困であると認知できるのですが、結婚中の夫による所得の独り占めや家計内の所得配分の著しい偏りによる、女性と子供の困窮は、家計を一つの単位として捉えた場合、見えないしくみになっているからです(10)。

また、子供をめぐる社会政策に対しても、両親の間の意見の違いも指摘されてきました。母親たちは自分たちに委託されている児童給付制度を支持する一方、父親たちは自分たちの賃金を通じた児童扶養控除への要望が強いというものです。子供をめぐる社会政策であっても、それが家計内の誰の財布に入るの、誰の収入にメリットをもたらすのかといった、その政策がもたらす生活の具体的場面での効果によって両親の間の意見が異なるということです(11)。

以上、何点かにわたって、所得の家計内配分について述べてきました。日本の家計研究においても、児童手当制度創設に関連して、支出の家計内配分に関する詳細な調査研究があります。1960 年代後半から 70 年代初めにかけてのかなり時代を遡る資料ですが、家計内の支出配分測定の可能性を示す有効な資料として紹介しておきます。そのエッセンスは

次のようです(12)。

この研究では、比較群として非共働き家計も含めていますが、妻の就労の有無に関わらず、両群の共通点は夫 第1子 第2子 妻という配分順位です。これらの中で非共働き妻への支出配分が最下位で2割を下回っています。妻に独自収入がなければ、支出配分がここまで下がるということを示します。他方、妻の収入が夫の7割近くを占める家計の場合(群)は、夫妻間および家計全メンバー間の配分率が他の家計群と比べて最も均等化しています。

このような実態は、いくつかの点を示唆しています。現金所得をもたない子供や妻であっても消費資源をもっていること。しかし、所得に対して夫と妻が等しい配分を受けていると前提することはできない。妻に独自収入がある家計と夫のみ所得がある場合のその所得の妻への配分効果の違いからすると、全ての所得源泉を等しいものとするには無理があるのではないかとということです。つまり、合計所得額を基準に貧困測定をした場合には、家計内の不平等や家計内の個人、例えば妻個人にとって果たす所得源泉の重要性などといった諸点が抜け落ちてしまうということを示唆しています。

家族単位の統計データからみた家計実態

これまで、ご説明しなかった点を家計調査データから補足していきます(13)。

各国の貧困率

まず、1980年代から90年代にかけてのOECD諸国と日本の貧困率を見ます。この場合の貧困率は、世帯規模を調整したうえで、全体の可処分所得分布の中位数の所得額50%を基準とし、それ以下の世帯の割合を表示したものです。ただし、日本のデータは年収ベースです。OECD諸国の場合、国によって、また同じ国でも調査年によって違いはありますが、シングルマザーの貧困率の高さが目立っています。とくに、オーストラリア、カナダ、アメリカのシングルマザーの貧困率が高いグループ対して、北欧3ヶ国は1割弱の貧困率が低いグループです。その中間グループにあるのが、オランダとドイツ、ベルギー、イギリスです。

ベースになっている所得および世帯分類の方法が異なるので正確な比較はできませんが、日本のひとり親世帯の貧困率は(無職が36.88%、勤労が27.22%)この中間グループに位置し、このグループの中ではオランダ(1991年、34.8%)に次ぐ高さを示しています。

こうしたシングルマザーの「貧困率」で留意すべきことは、アンデルセンが分類した「自由主義的福祉国家レジーム」に含まれていたイギリスとアメリカのそれがかなり異なり、一致していない点である。イギリスにあっては、アメリカのシングルマザーよりも貧困リスクが低いことが示されている。こうした点は、シングルマザーからみると、アンデルセンの福祉国家分類で一つにグループ化されたイギリスとアメリカの政策方向が異なることを示唆しています。

アンデルセンの福祉国家分類、とくに、1980年代イギリスの位置づけにつきましては、大沢真理先生が「自由主義的福祉国家群の近辺の微妙な位置にあった・・・」ことを指摘しています。他に注目すべき点は、30歳以下で子供のいる若年カップルが子供のいるカップル全体の貧困率よりも上回っていることです。とくにアメリカとイギリスの場合はその傾向が顕著である。子供の視点からすると、これらの国にあっては若年層のふたり親、母親

のみと暮らす場合、とくに貧困リスクが高くなるということを示しています。

2 日本の貧困測定

先の日本の貧困率と同じデータを、方法を変えて、「生活保護基準」を指標にして貧困測定を行っている研究から引用していきます。この研究によりますと、生活保護基準と「全国消費実態調査」(1988年)世帯の年間収入額を比較して、生活保護基準以下の世帯の割合は、高齢者単身(27%)、母子2人世帯(31.8%)、母子3人世帯(27.4%)、母子4人世帯(27.8%)、幼児を含む2人世帯(38.1%)となっている。こうした生活保護基準以下の世帯状況は、消費支出レベルからみるとさらに拡大しています。とくに、貧困の拡大は多人数世帯において顕著に現れています。例えば、消費支出水準が保護基準以下の世帯の割合は、母子4人世帯が56%、同じく母子7人以上世帯が70.8%、高齢者を含む7人以上世帯が48.6%、幼児を含む7人以上世帯が46.5%と上位を占めています。

このように年間収入比よりも消費支出比において生活保護基準以下世帯が増大するのは、低所得層であっても、(生活保護世帯の場合は免除されている)税金や社会保険料が消費支出よりも先行して支出されているからです。家族数の多い世帯にあってはこうした世帯支出が困難であると共に、おそらく家計内個々人への支出配分にもかなりの偏りをきたしているものと思われます。

このような状況は、「バブル経済最高潮」期の1988年に調査されたデータによる推定ですから、その後の長期化している経済不況下の現下にあっては、このような状況は確実に悪化したと見られます。

3 「厚生白書」による家計分析

次に、家計調査データを用いたいわば公式な分析結果について検討していきます。所得階層別に租税と社会保険料負担を主たる内容とする非消費支出の国際比較。その分析は「家計における我が国の直接税および社会保険料負担の割合は相対的に低い」と結論づけています。他方、日本国内での直接税、社会保険料、消費支出、黒字を内容とした「世帯の所得階層五分位別にみた家計構造」の分析は、「所得の高い層ほど実収入、可処分所得が高いのはもちろん、直接税及び社会保険料の負担も大きい」、「・・・どの所得階層でも直接税および社会保険料負担を上回る黒字があり、貯蓄を行っている」としています。

加えて、「所得再分配調査」(厚生省)も用いて「世帯主年齢」別に現金給付と現物給付を合計した「1世帯あたりの社会保障の給付と負担」を分析し、60歳未満における負担超過と60歳以降からの給付増大を指摘しています。

このような分析結果に対する解釈は、かなりの含みがあります。日本に焦点をおいて、からの結果を結びつけてみるとよく分かります。例えば、所得階層差の明確な税負担に対して社会保険料負担の場合はその違いはほとんどありません。相対的低所得層(第1五分位層)と相対的高所得層(第5五分位層)の社会保険料負担率(8.0%)が同じで、第2五分位層(8.4%)にあっては第5五分位層よりも高負担率となっています。こうした実態は、「厚生白書」が示そうとした諸外国と比較した場合の税・社会保障費における日本の家計負担の相対的低さという状況よりは、国内的には低所得層に重い社会保障負担という点にこそ焦点をあてるのが重要だと考えます。

また、所得階層の違いを超えて存在する日本の家計黒字は、60歳以降にならないと社会保障給付が負担を超過せず、それ以前は負担が大幅に上回っていると分析した「厚生白書」

自身の結果と重ね合わせてみれば、その意味することはより明確になると思います。つまり、60歳以前の家計の「黒字」は、雇用や所得不安をはじめさまざまな生活危機に対する私的準備金としての意味があり、その黒字による積立によって、日本の社会保障制度の不備を家計が私的に対応せざるを得ないからです。

4 家計における社会保障費の純負担率

家計における社会保障費の負担に関して、厚生白書とは別に、実収入に占める社会保険料負担と社会保障給付との差額の割合を所得階層別にみていきます。これを仮に「社会保障費の純負担率」としておきます。日本の場合、全ての所得階層において「社会保障費の純負担率」はプラスとなっており、負担が給付よりも超過しています。第 五分位層と第 五分位層の間の差は4%以下でほとんど階層差はありません。

比較の意味でイギリスの家計支出調査を挙げてみました。イギリスの場合は、全ての所得階層において給付の方が負担よりも大きく、「社会保障費の純負担率」はマイナスとなっています。とくに、第 階層と第 階層にあっては給付が大幅に超過している。

このような実態は、日英の家計調査世帯の違いを反映している面もありますが、しかし、日本の「社会保障費の純負担率」は「働く低所得層」に対する社会保障給付の手薄さを示唆しているものと考えられます。

5 家計に占める妻の収入比の低さ・家計収入に占める社会保障比の低さ・シングルマザーの貧困率の高さ

最後は、世帯構成別にみた家計収入の構成比、消費性向などをみていきましょう。日本の場合、夫婦共働き家計であっても、夫の収入が6-7割台、妻の収入は2割台と夫の収入が依然として圧倒的に重要な位置を占めています。

(無職を除く)母子世帯の実収入に占める勤め先収入比の高さと社会保障給付の低さが目立っています。イギリスの「大人1人・子供1人」と「大人1人・子供2人以上」世帯の賃金・給与は3-6割近く、社会保障給付は3割から5割近くに対して、(無職を除く)日本の母子世帯の勤め先収入は8割強と高齢・無職を除く他の世帯とほぼ同じ割合を示しています。社会保障給付は1割以下で他の子供のいる世帯と比較すると高くなっていますが、イギリスの場合よりも絶対的に低い。イギリスの場合、父親のいる世帯の家計収入に占める社会保障給付は1割以下であり、父親が不在の世帯よりもかなり低いですが、日本の父親のいる世帯と比較すれば、それでも存在感のある値となっています。他方、日本の場合父親のいる世帯の家計収入にあっては(子供数が増えても)社会保障給付はほとんどなきに等しい状況です。

こうした各家計の収入構成と先に見てきた「各国の貧困率」の状況とを重ねてみると、いくつかの考慮すべき点が見えてきます。その一つは、日本の共働き家計における妻の収入比の低さと日本の母子世帯の貧困原因とは、両者ともに低収入という意味で繋がっているという点です。

もう一方で母子世帯の貧困率の高さは、市場所得の影響だけでなく、社会政策との関連性も見逃すことができないという点です。日本の場合、母親の勤め先収入比は高いが、貧困率はイギリスよりも高い。イギリスは、逆に母親の賃金・給与比は低く、社会保障給付比が高いが、貧困率は日本よりも低い。同じ母親と子供の世帯であっても、家計収入に占める社会保障給付の違いによって、貧困率も異なっているという点が重要です。

両国の共通点は、母子（大人1人と子供）世帯の消費性向が100%を超えていることです。これらの世帯にあっては、可処分所得が消費支出をカバーできない状況に陥っています。

母子世帯の他に消費性向が100%を超えている家計は、無職の高齢者を含む世帯です。この世帯の場合、実収入に占める公的年金と社会保障給付比が66%、配偶者や他の世帯員の勤め先収入（2割）とわずかな財産収入（3.4%）などによって生活を維持しています。この世帯類型のみ実収入以外の収入額が記載されているが、この収入は実収入の1.4倍の大きさになっています。このことは、無職の高齢者を含む世帯にあっては、可処分所得を超過する消費支出をそれ以前に積立ておいた貯金を引き出しながら賄っている様子を示唆している。先の「厚生白書」で言及された家計黒字は、このような事態を予想した上での個々の家計における消費破綻を防御する手段でもあったと解釈できます。

引用文献

- (1) Deborah Mitchell, *Income Transfers in Ten Welfare States*, Avebury, 1991. 埋橋孝文ほか 訳『福祉国家の国際比較研究 LIS10ヶ国の税・社会保障移転システム』啓文社, 1993年.
- (2) 埋橋孝文, 現代福祉国家の国際比較 日本モデルの位置づけと展望, 日本評論社, 1997年.
- (3) 経済企画庁経済研究所, 日本の所得格差, 1998年.
- (4) 厚生省, 厚生白書 1999年版 社会保障と国民生活.
- (5) G. Esping-Andersen, *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford university press, 1999. 渡辺雅男, 渡辺景子訳, ポスト工業経済の社会的基礎, 桜井書店, 2000年.
- (6) Anthony Barnes Atkinson, *Incomes and the Welfare States Essays on Britain and Europe* Cambridge University Press, 1995. 丸谷冷史訳, アトキンソン教授の福祉国家論, 晃洋書房, 2001年.
- (7) 山崎幸治, 貧困の測定と貧困解消策, 絵所秀紀ほか編, 開発と貧困, アジア経済研究所, 1998年.
- (8) 大沢真理, 「福祉国家比較のジェンダー化」とベヴァリッジ・プラン, 社会科学研究 第47巻第4号, 1995年. 大沢真理, 社会保障政策 ジェンダー分析の試み, 毛利健三編著, 現代イギリス社会政策史, ミネルヴァ書房, 1999年.
- (9) Martin Loney et al. (eds.), *Social Policy and Social Welfare States*, Milton Keynes, 1983. 大山博、武川正吾ほか訳者代表, イギリス社会政策論の新潮流, 法律文化社, 1995年.
- (10)(11)(12) 室住眞麻子, 世代・ジェンダー関係からみた家計, 法律文化社, 2000年.
- (13) 室住眞麻子, 家族家計・家計内個人への収支配分・社会保障, 大沢真理編著, 福祉国家とジェンダー, 明石書店, 2001年, 近刊予定.